

【施策分野別の施策の推進方針】

個別施策分野			
1 行政機能／ 防災教育等	①総合防災訓練の実施 ②災害情報を受信した際の適切な行動の普及啓発 ③家庭での備蓄の促進 ④備蓄拠点の整備 ⑤救急体制の整備	⑥消防体制の構築 ⑦救急搬送体制の整備 ⑧警察、消防団員の行動基準の設定 ⑨庁舎の整備・更新	⑩災害対策本部機能の充実 ⑪行政手続きの電子化 ⑫建築物の応急危険度判定体制の整備 ⑬災害教訓の伝承
2 住宅・集落	①町営住宅の適切な維持管理 ②公共施設の耐震化	③安全な宅地の整備 ④避難路等の整備	⑤伝統的な街並みの保全 ⑥仮設住宅の確保
3 保健医療・福祉	①公共福祉施設等の浸水対策の実施	②遠隔医療体制の整備 ③医療体制の構築	④医療ヘリ体制の構築
4 エネルギー産業	①電力供給網の冗長性向上 ②非常時電力設備の整備 ③再生可能エネルギーの導入	④事業者における防災対策の推進 ⑤高圧ガスの保安体制強化	⑥企業の事業継続支援の実施
5 情報通信	①津波情報伝達体制の整備 ②高速通信網の整備	③広報体制の構築 ④外国人への災害情報の提供	⑤地域情報発信の継続 ⑥町内への情報発信
6 交通・物流	①ドローンによる物資搬送の検討 ②道路網の整備 ③緊急連絡用設備の配備 ④緊急輸送道路ネットワークの整備	⑤物価の安定の措置 ⑥波照間空港の維持及び拡充 ⑦道路の整備推進 ⑧港湾の整備促進	⑨海上航路の整備 ⑩仮設棧橋による応急対策の備え
7 農林水産	①海岸保安林の整備 ②森林の保全 ③防風林の整備 ④農業生産基盤の整備 ⑤農業の振興	⑥畜産の振興 ⑦漁業の振興 ⑧6次産業化の推進 ⑨漁港の適正管理	⑩河川・ため池決壊等による農地被害の防止 ⑪防災営農の推進 ⑫山林等における火災予防の実施
8 環境	①消防水利の多様な消防水利の確保 ②海底送水管の適正整備 ③簡易水道の適正整備 ④貯水・配水施設の整備	⑤公共下水道の整備 ⑥広域供給体制の整備 ⑦汚水処理施設の整備 ⑧災害に強い下水道施設の整備	⑨公園緑地等の整備 ⑩広域処理体制の検討 ⑪焼却炉の更新
9 土地利用	①安全な避難先施設の確保 ②施設の適正配置の推進	③漁港、港湾における津波防災対策の推進	④廃棄物処理用地の確保
横断的施策分野			
A リスク コミュニケーション	①地区ごとの防火体制の整備 ②建物の不燃化、耐震化推進に向けた普及啓発 ③台風にも備えた意識啓発	④地域社会との連携強化 ⑤事前復興 ⑥他自治体との連携	⑦発災後における自主防災組織等の役割の普及・啓発
B 人材育成	①専門ボランティアの活用	②環境ボランティアの育成と活動環境の整備	③次世代への文化継承
C 官民連携	①物資輸送体制の構築 ②海洋深層水および地下水利用の検討 ③漁業者との協定締結 ④自治会行政区等への救助用資器材の備蓄支援 ⑤観光客の安全確保 ⑥観光客等の安全な滞在先等確保	⑦防災に関する研修・研究、育成の推進 ⑧油流出に関する対応体制の整備 ⑨専門家集団との復興協定の締結 ⑩災害時のボランティアとの連携促進	⑪交流人口・関係人口の拡大 ⑫建設事業者等との協定締結 ⑬伝統文化に関する専門家との連携体制の構築 ⑭文化財の保護 ⑮災害時の資器材の確保 ⑯観光分野における連携体制の構築
D 老朽化対策	①不燃化事業等による消防活動困難地域の解消	②海岸施設の改修等の推進 ③海水淡水化施設の更新	④インフラの維持整備

竹富町国土強靱化地域計画

～概要版～

国土強靱化地域計画 ～ 強く・しなやかな社会の実現に向けて

わが国は、東日本大震災を始めとした近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害に対して、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策なども含めた総合的な対応を平時から推進することが必要であるとして、「国土強靱化」の理念が掲げられています。

国では、2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という)が公布・施行され、2014年(平成26年)6月には基本法に基づいて国の強靱化に係る計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を定め、2018年(平成30年)12月に改訂を行いました。

沖縄県では、2019年(平成31年)3月に「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定しており、今回、本町においても、今後想定される大規模自然災害と、起きてはならない最悪の事態から町民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図るため、国及び県の計画を踏まえた、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた地域づくりを、総合的かつ計画的に進めていきます。



内閣官房 国土強靱化推進室 パンフレット『すすめよう災害に強い国づくり』

竹富町が強くしなやかになるために必要な視点

本町において想定される大規模自然災害から町民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とすることに加え、交通、産業、エネルギー供給、医療福祉等のさまざまな分野の強靱化を推進することにより、地域の活性化や本町の持続的な成長を促進します。

また、本町を構成する島ごとに地域特性等が異なることから、島の状況にあわせた施策を推進します。

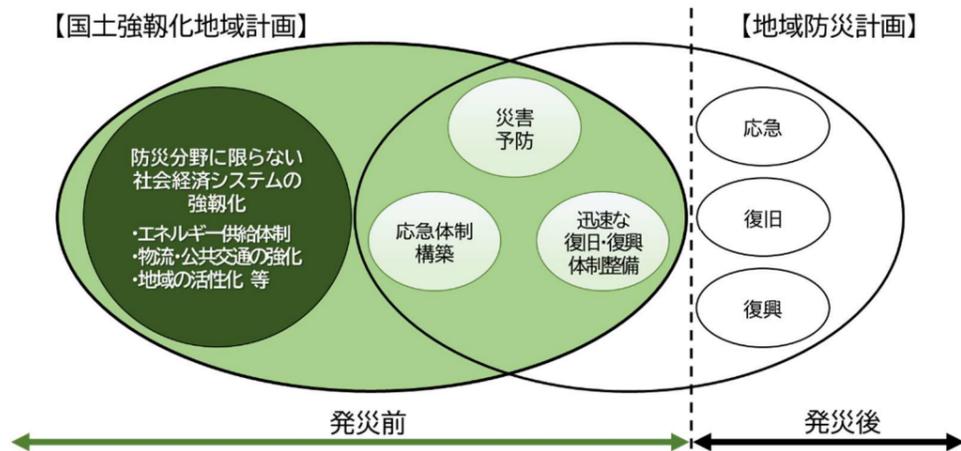


『竹富町国土強靱化地域計画』の位置づけ

本計画は、基本法第13条に規定する『国土強靱化地域計画』であり、本町の強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として策定しており、国が定める「国土強靱化基本計画」と県が定める「沖縄県国土強靱化地域計画」との連携を図ります。



また、本町の「竹富町地域防災計画」と同様に大規模自然災害を対象としますが、防災分野に限らず幅広い分野の取組を“平時”から進めることにより、町の強靱化を推進することに主眼をおいています。



計画の策定と確実な強靱化の推進に向けて

本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標を踏襲し、本町の地域特性や想定するリスクを踏まえ、4つの「基本目標」を設定しました。

また、大規模自然災害を想定して、より具体的に達成すべき目標として8つの「事前に備えるべき目標」のほか、43の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。



これらを基に、本町の強靱化を推進するにあたり取り組むべき施策についてリスクシナリオ毎に整理し、施策分野毎に分析・評価を実施しました(脆弱性評価)。その上で、個別施策分野毎の推進方針、方針に基づく関連事業、KPI(重要業績評価指標)、現状値(令和元年度の実績値)・目標値(令和6年度の目標値)を検討し、計画として取りまとめました。

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化をすすめるにあたり、施策の優先順位を検討し、重点的に推進を図るとともに、推進方針を取りまとめました。今後、各取組の進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、本町総合計画と時期を併せて見直しを行います。

竹富町で起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

8つの「事前に備えるべき目標」		43の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	集落部での住宅・建物・集客施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な集落部等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-5	台風による停電でエアコン等の暑さ対策、生命維持のための医療機器等の使用不能で多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	観光客等の帰宅困難者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	高齢者や外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	石垣市を含む陸上・海上・航空輸送の機能停止による八重山地域全体の人流・物流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	脆弱かつ島によって異なる簡易水道等の長期間にわたる機能停止や異常渇水等による、用水供給の途絶および避難生活環境の悪化
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	町内を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態
		6-5	本町及び石垣港のターミナルの長期間にわたる機能不全により、八重山地域全体の海上ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	集落部での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	高潮や津波による町内の港湾及び漁港の船舶の打上げやがれきの海面漂流による船舶の航行不能、漁業操業の停止、沿岸集落部の建物倒壊、交通麻痺
		7-3	ため池や防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林・マングローブ・珊瑚礁等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-8	観光客の来訪がなく、経済回復ができない事態